

相談室 Q&A

労災・通災関係

Q

出張先での出勤時に自動車通勤者の車に同乗し 事故に遭った場合、通勤災害となるか

自動車通勤をしている社員が通勤時に単独事故を起こしました。その際、出張で来ている社員が同乗していたことが分かりました。前夜に2人で飲酒し、出張社員は宿泊予定のホテルに戻らず自動車通勤者の自宅に泊まっていたそうです。この場合、同乗していた出張社員につき通勤災害となるのでしょうか。

(岐阜県 I 社)

A

出張中は、一般的にその全過程において業務遂行性が認められるため業務災害となる。しかし、積極的な私的行為や恣意的行為があれば業務起因性が認められず、業務災害を否定される可能性がある

回答者 木村一美 きむら かずみ 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 業務災害の認定基準

労働者が労働災害によって被った災害を補償する制度として、労働者災害補償保険法があります。この制度では「業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等」に対して必要な補償および給付を行うとありますが、保険給付を受けるためには、労働者が被った災害が業務上または通勤上として管轄の労働基準監督署長に認定されなくてはなりません。

また、業務災害として認定されるには、その災害の発生時において「業務遂行性」と「業務起因性」の双方について認められることが必要となります[図表1]。

2. 出張時の業務遂行性

「業務遂行性」とは、労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下または管理下にあることをいいます。出張時に関しては、労働者が事業主の指示

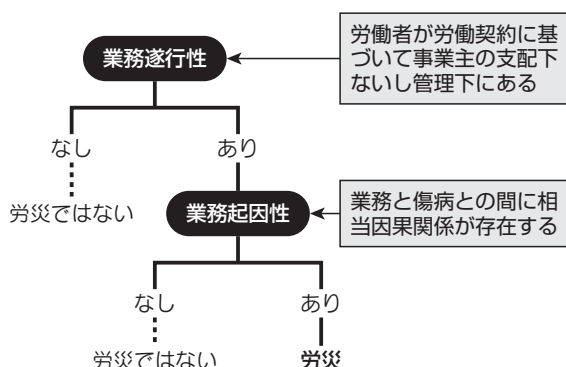
および命令で出張する場合、事業主の直接的な指揮および命令下を離れている状態であっても、業務を遂行する義務を負っているため、一般的に出張の全過程が事業主の支配下にあるものとされ、業務遂行性があると判断されます。

また、出張時に通常付随して行われる飲食や、宿泊を伴う場合であれば入浴や睡眠といったさまざまな私的行為においても、労働者が積極的な私的行為等を行っていないければ広く業務遂行性が認められています。

3. 出張時の業務起因性

「業務起因性」とは、業務と災害との間に相当と認められる因果関係が存在することをいいます。出張の場合、労働者が積極的な私的行為や恣意的行為によって自ら招いた災害でない限り、業務起因性も広く認められています。

図表1 労災認定の考え方



4.出張時の私的行為中の災害における裁判例

〔図表2〕は出張時の私的行為中の災害に対して、労働基準監督署長の判断では業務災害として認定されなかった災害が、裁判で争われた結果、業務災害を肯定されたケースと否定されたケースの判例です。同じ出張中の災害でありながら異なった結論となったポイントは、私的行為が通常出張時に行われる行為かどうか争点になったと考えられます。

5.ご質問のケースの場合

前述したとおり、出張中の業務災害が認められるためには、積極的な私的行為や恣意的行為がないことが大前提となります。

業務災害の認定をするのは、あくまでも管轄の労働基準監督署長になりますので、ご質問の内容だけでは一概に判断することはできませんが、一般的に考えて「前夜に任意で飲酒」した行為や「宿泊予定のホテルに宿泊せず自動車通勤の社員宅に宿泊」した行為は、積極的な私的行為と判断され、業務遂行性は認められず、業務起因性に関しても、私的行為があったという事実がある以上、業務との因果関係は認められず、業務災害を否定される可能性が高いと考えられます。

出張時の私的行為中の災害については、どのよ

図表2 出張中の災害で業務災害の判断が分かれた例

業務災害を肯定された判例	業務災害を否定された判例
大分労基署長(大分放送)事件(福岡高裁 平 5. 4.28 判決)	立川労基署長(東芝エンジニアリング)事件(東京地裁 平11. 8. 9判決)
出張先で同行者と飲酒を伴う食事を取った後、宿泊施設内の階段を歩行中に転倒し、頭部を打撲。これが原因でその後死亡。 ⇒宿泊所内での飲酒は一般的に出張に随伴する行為であり、積極的な私的行為または恣意的行為ではないため業務遂行性が認められ、業務に付随する行為として業務起因性を肯定された。	長期出張中に同じ職場の社員の送別会に出席し飲酒をした後、一度宿舎に帰ったが、その後行方不明になり、4日後近くの川で溺死しているのが発見された。 ⇒出張中の行為であっても、送別会への参加は任意であり、事業主の支配下でないものとして業務遂行性はなく、業務とは関係のない自ら招いた事故であるとして業務起因性を否定された。

うな行為が業務とは関係のない行為であり、因果関係が否定されるのかといった判断は、事案によっては難しいといえます。

さらに、その中でも飲酒を伴う災害の場合は、業務起因性を否定されることが多いので、「出張先で私的に飲酒をする場合は、業務災害とはならない」旨を、出張に関する取扱要領等に記載・周知するなどの対策を行うと、いざというときのトラブルを未然に防ぐ効果はあると考えられます。

6.最後に

出張時における災害が業務災害であるか否かを判断する場合、一般的な業務中の災害と違い、災害発生時の事情をより個別、具体的に判断されるため、認定されるまでにかなりの時間を要することが想定されます。

ご質問のケースの場合、もし、比較的軽いけが等であるならば、条件面を考慮し、有利な点が多ければ、自動車通勤者の社員が加入する自賠責保険または任意保険で対応したほうが早く治療費等を受領できる場合もあります。